

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 7.女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (5) 人身取引への対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

<主な施策の取組状況>

ア 人身取引対策行動計画の積極的な推進

入国管理局においては、入管法の一部改正や在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正、在留特別許可の適切な運用等による被害者の保護等の取り組みを積極的に実施している。

イ 関係法令の適切な運用

入国管理局においては、入管法の一部改正（平成 17 年 7 月 12 日施行）、在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正（17 年及び 18 年）をするとともに、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を実施している。

人身取引の防止策として、不法残留者が多く発生している出身国別にデータを分析し、上陸審査を強化するとともに、空港の直行通過区域（トランジットエリア）におけるパトロール活動を行い、不審者の監視・摘発に努めている。また、外国の空港にリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）として偽変造文書鑑識のエキスパートを派遣するなど、水際対策を積極的に行っている。また、人身取引被害者、加害者等に関するデータを収集して集約・共有を図り、各地方入国管理官署において同データを活用することにより、厳格な審査、積極的な摘発を推進している。

人身取引事案を認知した場合には、警察庁等の関係機関とも連携し、悪質な雇用主、ブローカー等の摘発や、その背後に潜在する国際犯罪組織の解明を視野に入れ、人身取引事案の撲滅に向けた取り組みを一層強化している。平成 20 年に人身取引の加害者として退去強制令書（入管法 24 条第 4 号ハに該当）を発付した者は 9 人であり、国籍別の内訳は、インドネシア 3 人、タイ 2 人、中国（台湾）2 人、中国 1 人、韓国 1 人（加害者はインドネシアの 1 人を除きいずれも女性）となっている。なお、平成 19 年はフィリピン 2 人、タイ 2 人、インドネシア 1 人に対し、退去強制令書を発付している。

在留特別許可の適切な運用により被害者の保護に努めるとともに、関係行政機関等と緊密に連携した帰国支援を実施している。

ウ 被害者の立場に立った適切な対処の推進

入国管理局においては、人身取引の被害者の保護の観点から、被害者を認知したときは、婦人相談所、民間シェルター等の保護施設に保護を要請し、その者が退去強制事由に該当すると認められるときでも、身柄を収容することなく退去強制手続を進めることとしており、また、関係行政機関等と緊密に連携した帰国支援を行うなど、関係機関と協力しながら、適切に対応している。

人身取引の被害者から在留資格の変更又は在留期間の更新の申請があった場合には、被害者の状況等、個々の事情を勘案しながら、被害者の保護を念頭に、適切に対応することとしている。被害者が退去強制事由に該当する場合でも、その者の立場を十分に配慮しながら、その者の希望を踏まえ、在留特別許可により正規に滞在できるようにするなど適切に対応している。

様式 2

関係省庁と協力しながら、タイ語、タガログ語、スペイン語等 10 ヶ国語で記載されたリーフレットを関係機関等に配布するなどして、人身取引の被害者に我が国の取組が周知されるよう取り組んでいる。

被害者への事情聴取等において、在日大使館等の関係機関の協力を得ながら、被害者の母国語の通訳を介して意思の疎通を図るなど、適切に対応している。

人権啓発冊子「人権の擁護」の英語版作成については、予算上の制約等から平成 20 年度版より作成していないところであるが、日本語が十分に理解できない被害者に対し、我が国の人身取引対策、特に被害者保護のための取組を周知するという計画の要請に対しては、「外国人のための人権相談所」の連絡先等を法務省ホームページに掲載するなどして適切に対応している。

<評価>

計画に基づき、適切に施策を実施している。

2 今後の方向性、検討課題等

今後も、計画に基づき、引き続き、同様の施策を実施する。

日本語が十分に理解できない被害者に対し、我が国の人身取引対策、特に被害者保護のための取組を周知するという計画の要請に十分に応えるため、法務省ホームページ英語版にも今後我が国の人身取引対策への取組を掲載することとしたい。

3 参考データ、関連政策評価等

人身取引の被害者数(平成18年～平成20年)

内訳 国籍(出身地)	人身取引の被害者						合計		
	正規在留者			入管法違反者 (うち在留特別許可)					
	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年	平成18年	平成19年	平成20年
フィリピン	19	21	4	10(10)	1(1)	2(2)	29	22	6
インドネシア	0	4	0	14(14)	7(7)	0	14	11	0
タイ	1	0	5	2(2)	5(5)	13(13)	3	5	18
韓国	0	2	0	1(1)	0	1(1)	1	2	1
中国(台湾)	0	0	2	0	0	0	0	0	2
バングラデシュ	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	1
総数	20	27	11	27(27)	13(13)	17(17)	47	40	28

(注1) 正規在留20人の在留資格の内訳は、「興行」18人、「短期滞在」2人である。

(注2) 正規在留27人の在留資格の内訳は、「興行」22人、「短期滞在」4人、「日本人の配偶者等」1人である。

(注3) 正規在留11人の在留資格の内訳は、「短期滞在」4人、「興行」3人、「日本人の配偶者等」3人、「特定活動」1人である。